

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（1）企業間の連携支援

① オープンイノベーションに関する取組

当行は、我が国の社会課題の解決に向けて、新たな価値観で新産業創造を目指し、持続可能な社会作りに貢献する活動に対して投資する新たな枠組みとして「Society5.0挑戦投資制度」を創設しております。社会課題解決に向けた大きなインパクトが見込めるアイデアや新結合の事業化に向け、投資を行うとともに、投資先への経営参画・ハンズオン支援等を通じて、持続的な事業活動を可能とする組織づくりにも貢献しております。また、「Society5.0挑戦投資制度」との相乗を目指し、国立研究開発法人やアカデミア等との人的交流・情報交換を通じ、協働してイノベーション創出を目指す枠組みを構築しております。

このほか、当行グループでは、「イノベーション創造センター」を開設し、オープンイノベーションを通じて社会課題をビジネスで解決することに共感する企業、行政、専門家等多様な有志との対話と創造の場（DBJ iHub）の企画・運営、その他ビジネス実証の支援等を行っています。

② 事業承継支援に関する取組

当行は、事業会社や地域金融機関等と連携しながら企業の事業承継に向けた取り組みを幅広く支援してきました。特に、地方の中小企業において後継者不在の問題が深刻化している昨今の状況を踏まえ、経営者の世代転換と企業の再成長を実現するため、サーチャーと呼ばれる個人が中小企業をM&Aし、自ら経営者として企業の再成長を実現させる仕組みである

「サーチファンド」モデルの投資を行うファンド運営会社を設立し、事業承継投資を実施しております。

（2）グリーン化の取組

① 脱炭素に向けたトランジションに係る取組の支援

当行は、「脱炭素」を当行が取り組むべき社会課題の一つと捉え、投融資やナレッジ提供を通じ、エネルギー分野におけるトランジションと安定供給の両立に向けた取組や水素・アンモニア等クリーンエネルギーの普及の社会実装に係る取組を支援しております。

② DBJ サステナビリティ評価認証による環境経営等の支援等

当行が開発したスクリーニングシステムにより、企業の環境経営度を評点化し、優れた企業を選定する「DBJ 環境格付融資」や、環境・社会への配慮がなされた不動産とその不動産を

所有・運営する事業者に対する認証制度「DBJ Green Building 認証」等を通じ、企業の環境経営の高度化に向けた取組を支援するとともに、環境・社会への配慮がなされた不動産が適切に評価される市場の形成を推進しております。このほか、サステナビリティ経営コンサルティングサービスを提供し、企業のサステナビリティ経営全体の診断に加え、長期ビジョン策定やマテリアリティ特定、TCFD・TNFD 提言への対応、サステナビリティテーマに関連する事業開発支援等、様々な伴走サポートを行い、サステナビリティ経営の基盤整備や高度化を支援しています。

(3) 健康経営に関する取組

当行は、企業の従業員の健康、組織の活性化、さらには持続可能な企業や社会づくりに貢献することを目指し、独自のスクリーニングシステムにより、従業員への健康配慮の取り組みが優れた企業を評価・選定する「DBJ 健康経営（ヘルスマネジメント）格付融資」を提供しております。当行は、健康経営格付の普及を通じて、投資家・金融機関に対して、企業投融資への示唆・マーケットへの浸透を図ることで、社会・経済に求められる健康経営を推進する企業が評価される金融環境の整備・育成に貢献してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当行は、「金融力で未来をデザインします」を企業理念として掲げ、金融フロンティアの弛まぬ開拓を通じて、お客様及び社会の課題を解決し、日本と世界の持続的発展を実現することを目指

しております。そのために、持続可能な社会の実現に向けて、投融資一体やコンサルティング・アドバイザリーなどの特色を活かしたビジネスモデルに基づく事業活動を通じて、経済価値と社会価値の両立を目指す、サステナビリティ経営を進めております。当行は、その高度化を図りつつ、ステークホルダーの皆様との協働・対話を通じ、価値創造プロセスの継続的な改善に努め、創出価値の更なる拡大に向けた取組を推進してまいります。

2023年11月20日

株式会社日本政策投資銀行
企 業 名

代表取締役社長 地下 誠二
役職・氏名（代表権を有する者）